

新日本ホイール工業株式会社

環境活動レポート

対象期間：2015年4月～2016年3月



認証番号 0010236



作成年月日：2016年6月29日
新日本ホイール工業株式会社

I 事業概要

1. 事業所名及び代表者名

新日本ホイール工業株式会社

代表取締役社長 菅 泰 (かん やすし)
(平成27年7月 大田義雄より交代)

2. 所在地

○本社・都田工場
〒431-2103 静岡県浜松市北区新都田四丁目1番2号

○引佐工場 〒431-2212 静岡県浜松市北区引佐町井伊谷2370番地

3. 環境管理責任者名及び連絡先

環境管理責任者 : 鈴木 学 (取締役)
E21事務局 : 山本 浩司 (管理部)
TEL : 053-428-4551 FAX : 053-428-4541

4. 事業の内容

○農業機械・産業機械・四輪バギー用ブレーキ・クラッチの設計、開発および製造販売
○二輪用アルミニウムホイールの塗装、加工、組立までの一貫製造 (引佐工場のみ対象事業所外)

5. 事業規模

売上高 : 1,577百万円 (都田工場のみ 2015年度「平成27年度」)

従業員 : 57人 (都田工場のみ 役員・派遣社員等含む 2015年3月末現在)

床面積 : 4,088㎡ (都田工場のみ)

事業年度 : 4月～3月

6. 対象範囲

登録事業者名 : 新日本ホイール工業株式会社

対象事業所 : 本社・都田工場

対象外 : 引佐工場 ※2年後の更新迄に拡大予定

Ⅱ 環境方針

環境方針

基本理念

新日本ホイール工業(株)は、地球環境の保全が人類共通の重要課題と自覚し、環境に調和した事業活動に取り組みます。

基本方針

当社は、静岡県西部に位置し、二輪車用ホイール・ハブ並びに農業機械用ブレーキ・クラッチなどを設計・開発・製造し、その製品は納入先で完成商品となり、全世界に輸出されています。このような事業活動をふまえて地球環境の保全に必要な組織と仕組みを構築し、関係する各種法規制等の遵守はもとより、目的を定めて継続的な改善に努めます。なお、本方針は一般に入手可能と致します。

目的・目標：

グリーン調達・グリーン購入の推進
環境負荷物質の使用削減
省エネルギーの促進
省資源化の促進
廃棄物の削減

1. 環境保全に関する活動は技術的かつ経済的に可能な範囲で、関連する各部門において環境目的・目標を設定し、環境活動を推進します。
2. 関係する法規制およびその他要求事項を遵守し、環境汚染の防止に努めます。
3. 環境マネジメント(環境経営)システムおよび目的・目標は、変化する状況を反映して定期的に見直し、継続的改善を図ります。
4. 必要な教育訓練により、この方針の周知と環境保全意識の向上に努め、全社員参加の活動を展開します。

制定日：2001年 8月1日

改定日：2015年 7月1日

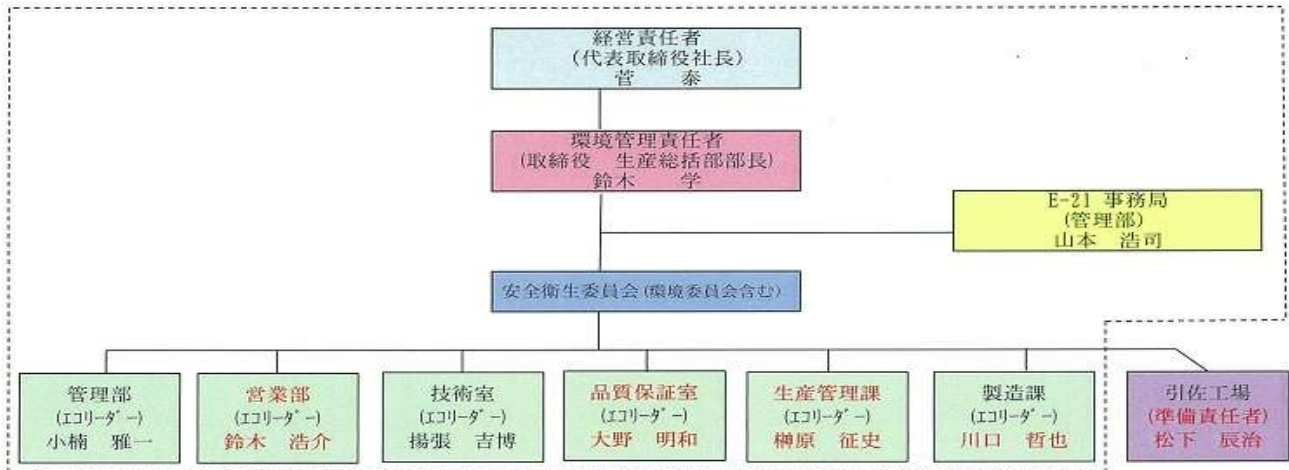
代表取締役社長 菅 泰

Ⅲ 新日本ホイール工業株式会社 組織図

作成者： 管理部 山本
更新日： 2016年4月1日

新日本ホイール工業株式会社 環境経営システム組織図

対象範囲：一部(引佐工場対象外)



環境経営システム 役割・責任・権限表

	役割・責任・権限
経営責任者(社長)	①環境経営全般に関する統括責任 ②環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ③環境管理責任者を任命 ④代表者による全体の評価と見直しを実施 ⑤環境活動レポートの承認
環境管理責任者	①環境経営システムの構築、実施、管理 ②環境関連法規等の取りまとめを承認 ③環境目標・環境活動計画書を確認 ④環境活動の取組結果を代表者へ報告 ⑤環境活動レポートの確認
E-21 事務局	①環境管理責任者の補佐、安全衛生委員会の事務局 ②環境活動の実績集計 ③環境関連法規等最新版管理 ④環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ⑤環境活動レポートの作成、公開(2F事務所に備付けと地域事務局への送付)
安全衛生委員会 (環境委員会含む)	①環境活動計画の審議 ②環境活動実績の確認・評価
各部門 部門長 (エコリダー)	①自部門における環境経営システムの実施 ②自部門における環境方針の周知 ③自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ④自部門に該当する環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ⑤自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ⑥特定された項目の手順書作成及び運用管理 ⑦自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成 試行・訓練を実施、記録の作成 ⑧自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	①環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ②決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

◇変更箇所

1. 管理部・営業部 →管理部と営業部分離 営業部エコリダー 鈴木浩介
2. 技術室(設計・生産技術)→技術室(設計・生産技術・調達)
3. 品質保証室 エコリダー 大野明和
4. 製造課生産管理係→生産管理課へ エコリダー 榊原征史
5. 製造課 エコリダー 川口哲也
6. 引佐工場もエコアクション21の対象範囲へとする為の準備責任者 松下辰治

IV 環境目標とその実績

新日本ホイール工業株式会社

- ・目標の設定に当たっては、エコアクション21導入開始の2013年度実績を基準としました。
- ・排出量・使用量等の総量と、生産数当たりの比較から2014年度より、総量と売上当たりの比較に切り替えました。
- ・設備の増設等により、二酸化炭素排出量・水使用量・廃棄物使用量 実績を記録を継続し、目標を変更しました。2016年度までに3%削減→2019年度までに3%削減
- ・グリーン購入(材料や事務用品)目標については定性目標とします→実績を調べたところ70%を維持さらには向上目標とします。
- ・環境に配慮した製品づくりにおいては定性目標とします。
- ・一般廃棄物は過去実績把握できないため運用期間で把握→2014年度を基準とします。
- ・産業廃棄物の排出量には、金属くず(有償)分は加算されていません。(金属くずの重量が大半を占めてしまう為)

1. 環境目標(中期)

環境目標	※売上高は都田工場のみ 2013年度 売上金額(百万円) 1,622百万円	単位	2013年度 基準年	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
グリーン調達・グリーン購入の推進 環境負荷物質の使用削減	グリーン購入 (事務用品エコマーク品購入率を上げる)	%	55%	65%	70%	70%	70%	70%	70%
	化学物質の適性管理		購入時はグリーン購入に配慮します 新規購入品は、SDSを取り寄せ必ず環境負荷物質入っているか確認する PRTR法 都田工場は該当しない						
	環境に配慮した製品造り		製造においては環境に配慮します						
省エネルギーの促進 省資源化の促進	二酸化炭素排出量 (‘2019年度までに3%削減)	kg-CO2	479,919	477,519	475,120	472,720	470,321	467,921	465,521
		売上(百万円)当たり	295.88	294.40	292.92	291.44	289.96	288.48	287.00
	電力	kWh	915,811	911,232	906,653	902,074	897,495	892,916	888,337
		売上(百万円)当たり	564.61	561.79	558.97	556.15	553.32	550.50	547.68
	ガソリン	L	1,519	1,512	1,504	1,496	1,489	1,481	1,474
	軽油	L	2,222	2,211	2,200	2,189	2,178	2,167	2,156
	都市ガス	Nm ³	355	353	351	350	348	346	344
	水使用量 (‘2019年度までに3%削減)	m ³	1,389.0	1,382.1	1,375.1	1,368.2	1,361.2	1,354.3	1,347.3
		cc 売上(百万円)当たり	856.34	852.06	847.78	843.50	839.22	834.94	830.65
	工数削減			製造部門中心にテーマを計画し、実施します					
製品の不良率削減			製造部門中心にテーマを計画し、実施します						
廃棄物の削減	産業廃棄物 (‘2019年度までに3%削減)	t	39.7	39.5	39.3	39.1	38.9	38.7	38.5
		kg 売上(百万円)当たり	24.470	24.347	24.225	24.103	23.980	23.858	23.736
	一般廃棄物	t	—	16.21	16.048	15.967	15.886	15.805	15.724

購入電力二酸化炭素排出係数 中部電力(H24年(2013年)度): 0.513kg-CO₂/kWh

IV 環境目標とその実績

新日本ホイール工業株式会社

2. 運用期間実績

運用期間2015年4月～2016年3月の実績は以下の通り

評価○・・・目標達成 △達成率90%～100%未満 ×・・・達成率90%未満

二酸化炭素排出量・電力・産業廃棄物・水使用量は、総量と売上(千円)当たりで評価しました

環境目標	項目 ※売上高は都田工場のみ		単位	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 運用期間 目標	2015年 実績	評価	
	売上高2014年度	売上高2015年度							
グリーン調達・グリーン購入の推進 環境負荷物質の使用削減	グリーン購入		%	—	55.1%	70.0%	71.7%	○	
	環境に配慮した製品造り 化学物質の適性管理				製法確認	配慮	配慮	検討中	
省エネルギーの促進 省資源化の促進	二酸化炭素排出量		kg-CO2	479,919	433,587	475,120	550,798	×	
			売上(百万円)当たり	295.88	323.10	292.92	349.27	×	
	電力		kWh	915,811	845,198	906,653	1,052,183	×	
			売上(百万円)当たり	564.61	629.82	558.97	667.21	×	
	ガソリン		L	1,519	1,773	1,504	1,410	○	
	軽油		L	2,222	2,085	2,200	2,688	×	
	都市ガス		Nm ³	355	355	351	332	○	
	水使用量		m ³	1389.0	1106.0	1375.1	1574.0	×	
			cc	売上(百万円)当たり	856.34	824.16	847.78	998.10	×
	工数削減					製造部門中心にテーマを計画し、実施しました			
製品の不良率削減					製造部門中心にテーマを計画し、実施しました				
廃棄物の削減	産業廃棄物		t	39.7	32.9	39.3	31.1	○	
	kg		売上(百万円)当たり	159.86	24.53	158.26	19.75	○	
	一般廃棄物		t	—	16.21	16.05	14.48	○	

<コメント>

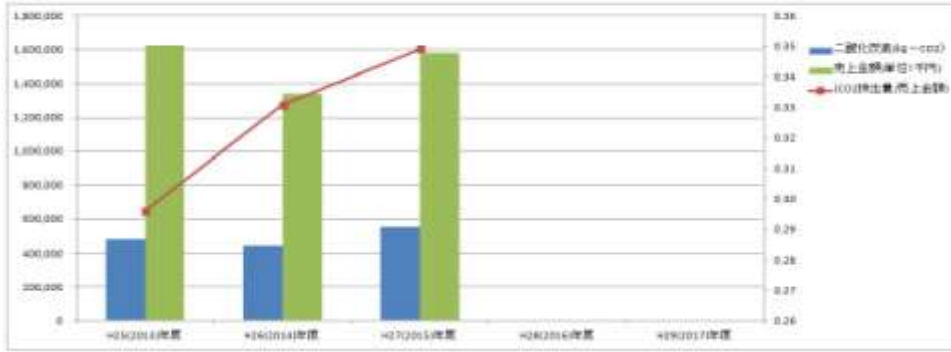
2015年度は、都田工場に新しい部品を作る為、大規模な設備の入替がありました。

その為二酸化炭素排出量、電力、水等大幅に使用量が上昇してしまいました。

2016年度もさらに設備の変更等もありますので、評価方法の再検討が必要かもしれません。

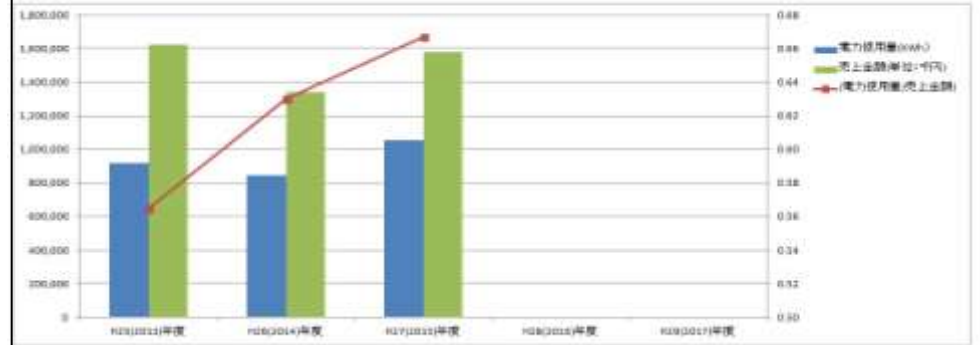
IV 環境目標とその実績

新日本ホイール工業株式会社 温室効果ガス排出量 年度推移 実績グラフ

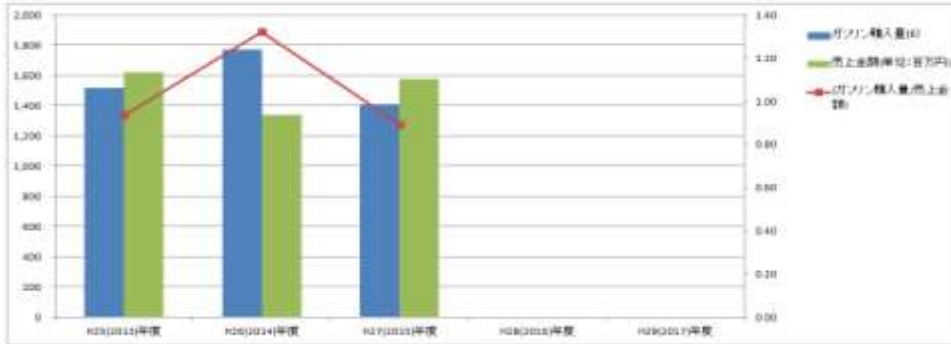


設備導入後大幅に電力使用量UPLしました。水銀灯→LEDへ等計画再検討する予定です。

新日本ホイール工業株式会社 電力使用量 年度推移 実績グラフ

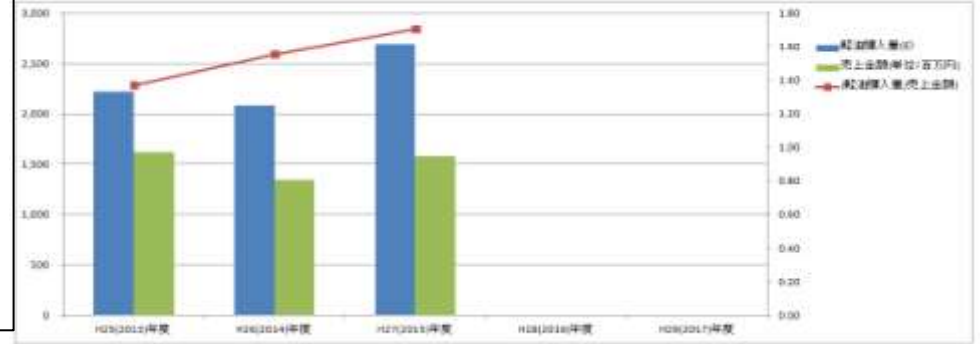


新日本ホイール工業株式会社 ガソリン購入量 年度推移 実績グラフ

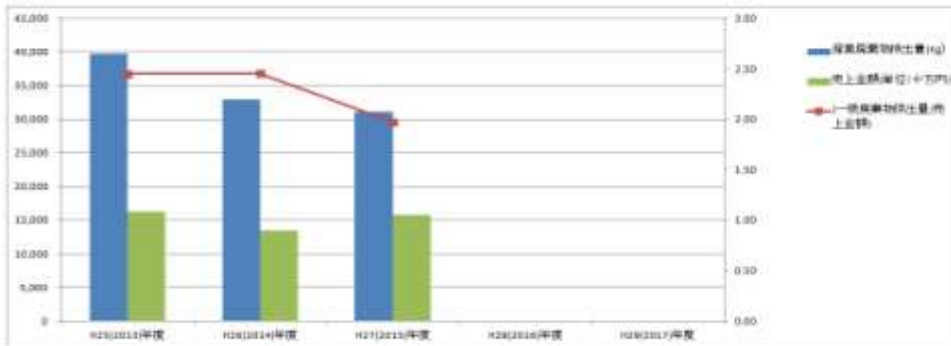


ガソリン購入量はかなり減少しました。今後はエコドライブの呼びかけを周知徹底させていきます。

新日本ホイール工業株式会社 軽油購入量 年度推移 実績グラフ

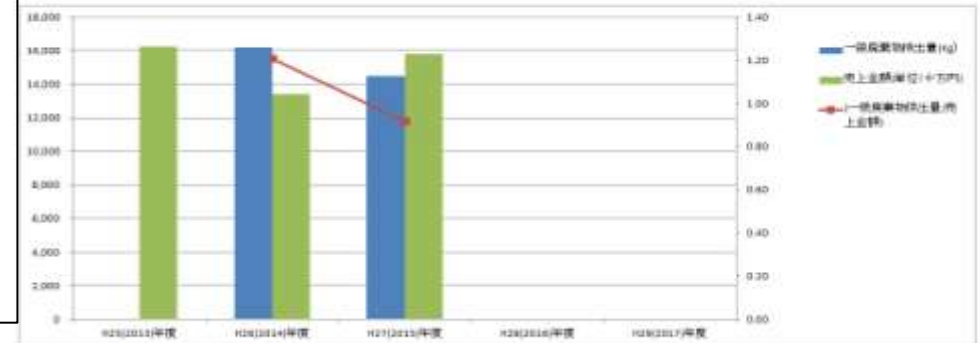


新日本ホイール工業株式会社 産業廃棄物排出量(金属屑を除く) 年度推移 実績グラフ



産業廃棄物・一般廃棄物ともに減少しています。重量の関係上金属屑はグラフより除外しました。

新日本ホイール工業株式会社 一般廃棄物排出量(アルミ缶等含む) 年度推移 実績グラフ



平成 27 年度 改善 活動 計画 書 (各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---▶ : 計画 —▶ : 実施済み)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>◎目的・目標</p> <p><グリーン調達・グリーン購入の推進></p> <p><環境負荷物質の使用削減></p> <p>【管理部・営業部】</p> <p>共用資材（消耗品・事務用品等）の購入手配に当たり環境に優しいものを使用していくよう配慮する。 (H26年度実績68.3%→70%を目標)</p> <p>得意先グリーン調達の指示に迅速に、対応し、環境の負荷を考慮して調達する。</p> <p>【調達課】</p> <p>グリーン調達の推進</p> <p>①一部の部品を抜粋し、材料構成を確認し、使用禁止物質が使用されていない事を確認する</p>	小楠	山本 但馬	<p>事務用品等グリーン購入率 (4月～3月平均) 81.0%</p> <p>(4月～3月平均) 71.7%</p>						<p>管理部・営業部 81.0%</p> <p>都田工場全体 71.7%</p>						
		鈴木浩	沖田	<p>購入率調査 継続実施</p> <p>・F社 CO2排出量 調査 5/29迄済</p> <p>・K社環境データ調査 6/30迄済</p> <p>依頼無し</p>											
		和田	和田	<p>・オイルシール 材料構成確認</p> <p>・2社で取り扱っているアルマイトのSDSを確認</p> <p>・Deca-BDE 含有調査 10社</p>											
<p>◎目的・目標</p> <p><省エネルギーの促進> <省資源化の促進></p> <p><廃棄物の削減></p> <p>【管理部・営業部】</p> <p>コピー費用削減</p> <p>プリンター・トナー設定変更</p>	小楠	山本 坂田 但馬	<p>使用量調査</p> <p>2F事務所 人員増の為使用量調査</p> <p>設定変更</p> <p>LBP8610へ原則出力するように設定変更</p> <p>LBP8610 26,257枚 1枚あたり0.4円</p>												
		小楠	山本	<p>使用量調査</p> <p>・部門ごとに使用量削減・維持の対策をした 長期休暇時サーバー停止</p> <p>エアコン使用時実温度調査 昼休み消灯継続他</p> <p>カップ 自販機 撤去 担当者連絡 6/12撤去済</p> <p>定電 701W減 ヒータ 1,065W減</p> <p>※カップ自販機は、すべて撤去完了</p>											

平成27年度改善活動計画書(各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (----▶ : 計画 —▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般廃棄物の量を継続計測し、前年比3%削減を検討する。	山本	山本	排出量調査											
【調達課】			年間排出量 H27年度 13737.7kg H26年度 14963.15kg △1225.45kg減											
残業工数の低減(前年比10%減) ①定期発注の簡素化の検討	和田	柘植	Y社プログラム作製中 運用開始											
②定期発注の手入力から自動化への検討	和田	柘植	R社 自動化実施 60分→20分へ											
電力使用量3%減 ①昼休み消灯	和田	戸田	昼休み 消灯等継続実施											
②LED照明の検討	和田	戸田												
【品質保証室】														
検査室の5S徹底	鈴木係長	内山主任												
業務管理の徹底(無駄な残業の廃止)	鈴木浩	鈴木係長												
【技術室】			たたき台作成 調整 運用											
ナックル工数削減 加工、組立工程確認 対策立案 実施 フォロー	揚張 ↑ ↑ ↑	岩谷 ↑ ↑ ↑	加工のみ											

平成 27 年度 改善 活動 計画 書 (各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (----▶ : 計画 ▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
バルブケーシング工数削減														
加工工程確認 加工→組立	揚張	伊藤								▶	▶	▶	▶	
対策立案 ↓※シャフト付クラッチ組立工程見直しによる	↑	↑								▶	▶	▶	▶	
実施 組立工数削減	↑	↑								▶	▶	▶	▶	
フォロー	↑	↑								▶	▶	▶	▶	
前年度問題部品工数削減														
問題部品の抽出	大野	岩谷	▶	▶										
対策立案	↑	↑												
実施	↑	↑												
フォロー	↑	↑												
新製法・自動化による工数低減														
対象品目の抽出	揚張	伊藤	▶	▶										
工程設計、構想打合せ	↑	↑												
実施	↑	↑												
フォロー	↑	↑												
①労務管理の徹底 (計画事前確認による平準化)	揚張	大野	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
②部品のリユース (研究材料費削減)	大野	阿部、寺田	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
【製造課 生産管理係】														
工数削減	二橋係長													
1)生産計画の作成(加工係・組立係)による コントロール化														
①現状把握		本藤係員	▶	▶										
②対策立案		↑												
③対策の実施		↑												
④効果の確認		↑												
2)ポットまとめによる効率化UP	二橋係長													
①現状把握		二橋・本藤	▶											
②対策立案		↑												
③対策の実施		↑												
④効果の確認		二橋係長												
(実績)														
未達成														

I社N工場・・・3日分/回 K社・・・5日分/回
 // K工場・・・2日分/回 組立 直接工数で判断
 ※途中 途中人員移動により加工係でコントロール
 ※達成度70%
 ※達成度90%
 ※達成度10%
 ※達成度100%
 ※結果102.6%

平成 2 7 年 度 改 善 活 動 計 画 書 (各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---▶ : 計画 —▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【製造課 加工係】 修正工数前年度対比10%削減 修正・選別等不具合処置工数見える化 (工数・金額のグラフ掲示を参考に削減) ①実績のグラフ化 ②指示・指導(随時) ③効果の確認 電力費削減 蛍光灯・水銀灯消灯の継続 消費電力効果のある油剤の選定 ①メーカーと打合せ ②対策立案 ③対策の実施 ④効果の確認	中村係長	中村係長	---											
		↑	---											
	↑	---												
	↑	---												
電力費削減 蛍光灯・水銀灯消灯の継続 消費電力効果のある油剤の選定 ①メーカーと打合せ ②対策立案 ③対策の実施 ④効果の確認	中村係長 両主任	中村係長	---											
	↑	6月: 水銀灯スイッチグループ 変更検討 7月: 工事実施済 8月: 水銀灯スイッチグループ 変更検討 (※ライン増設の為、改めて点灯・消灯個所を明確にする) 11月: 消灯範囲を計画に出来ず未達成 油剤そのものの効果は判断不可												
不良処置に係るロス工数 前年度対比11%削減 日々の不良実績(個人別)を明確にし 個別指導の推進 ①実績表示 ②個別指導	中村係長	中村係長	---											
	↑	5月: 毎月表示し、指導中 6月: セットミス 7月: 傷 8月: セットミス 9月: 寸不 10月: 寸不 11月: 寸不 12月: 寸不 1月: 振大 2月: チップ欠 ※立上げ不良があり、仕損費含め未達成												
廃棄物削減(廃却金額前年度対比10%減) ①消耗工具は廃却せず商社引取の継続 ②特定機種(シングルアーム他)梱包資材の 分別と再利用の徹底	中村係長	両主任	---											
	↑	商社引取継続中 梱包資材を袋状にし再利用テスト実施→結果・・・製品に錆発生し断念 来期は置場を明確にする												
仕損費削減 前年度対比10%減 過去の不具合の削減 (大量不良・傷ダコン) *傷・ダコン不良 治具着脱方法教育 ①現状把握 ②教育の実施 ③効果の確認 対策立案(修正方法) 対策(修正方法)	中村係長	両主任	---											
	↑	8月: H26年実績 9.6円/個 (目標8.64円/個) H27年度実績 7.21円/個 新規立上げ品(傷・ダコン・汚れ)発生により仕損費UP 外観不良による仕損費UPの為優先準備を外観対策とする ※数値的には削減となっているが、大量不良あり												

平成 27 年度 改善 活動 計画 書 (各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (----▶ : 計画 —▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
*大量不良発生防止 ナックルのピッチ不良撲滅 ①現状把握 ②対策立案 ③対策の実施 ④効果の確認	中村係長	両主任 ↑ ↑ ↑	全数検査 バット交換済 全数測定中											
			*傷ダコン 治具改善による傷ダコン撲滅 42034-0744ハネ ⇒ ケース傷撲滅 ①現状把握 ②対策立案 ③対策の実施 ④効果の確認	中村係長	両主任 ↑ ↑ ↑	*対象の受注が無くなった為、対象をH7加工のケース傷ダコンへ変更する 実績数 11個 3個 55個 51個 18個 2個 14個 0個 0個 1個 3個 14個 治具への切削油のかかりが少量の為切粉付着のまま製品をセットによる NC工程は対策後の発生は0個 ① タンク清掃 ② ポンプ交換 プローチ工程での発生の為対策します プローチ工程での切削油向き(量)対策で減少(量チェックの仕組み作りをルール化する) 切削油量不足による								
【製造課 組立係】 生産性向上 前年度対比10%削減 1) ナックルライン工数削減 更なる省人化 ①現状把握 ②工程見直し ③策立案 ④対策の実施 ④標準作業表作成 ⑤効果の確認	中峯係長	野末主任 野末・久米 野末・久米 野末・久米 中峯係長 中峯係長	① 現状把握 ② 工程見直し ③ 策立案 ④ 対策の実施 ④ 標準作業表作成 ⑤ 効果の確認											
			2) 廃棄物削減(廃却金額前年対比10%減) 梱包資材見直しと再利用 ①現状把握(梱包材確認調査) ②梱包材の見直し検討 ③運搬テスト実施 ④客先申請 ⑤作業要領書作成 ⑥効果の確認	中峯係長	中峯係長 久米係員 中峯係長 中峯係長 久米係員 中峯係長	※未実施 来期改めてチャレンジ 社内使用の梱包資材廃棄金額より 購入部品梱包資材廃棄金額UPの為 他職場含め見直します。								

V 環境活動計画の取組結果とその評価(総評)

新日本ホイール工業株式会社

◇各部門の改善活動計画書より主なものを抜粋

評価：○実施 △再検討 ×未実施

①グリーン調達・グリーン購入の推進（環境に配慮した物品の推進）

②環境負荷物質の使用量削減

NO.	活動計画の内容	部署	評価	次年度の取組
1	事務用品のグリーン購入把握	管理部 生産管理課	○	継続実施
2	得意先グリーン調達の指示に迅速に対応し、環境の負荷を考慮して調達する	営業部 管理・資材課	○	継続実施
3	化学物質購入の監視 ※溶剤等購入時、事前に環境負荷物質の有無を確認	品質保証室 製造課・技術室	○	継続実施
4	取引先へ使用禁止物質の使用をしないように周知させる	技術室	○	継続実施
5	一部の部品を抜粋し、構成を調べ禁止物質の使用がない事を確認する	技術室	○	継続実施

[総評] 事務用品のグリーン購入の把握を行いました。今後も継続し、価格・品質等検討しグリーン製品へ切り替えをしていきます。

今後も取引先からのグリーン調達調査には、迅速に対応していきます。

③省エネルギーの促進、④省資源化の促進、⑤廃棄物の削減

NO.	活動計画の内容	部署	評価	次年度の取組
1	電気使用量の削減 ・不用時の消灯 ・ 昼休みの消灯 ・空調温度の適正化…室内の温度計を見て調整する ・カップの自販機を完全撤去	全部門 事務所部門 管理部	○	継続実施 評価方法 再検討
2	5Sの推進と徹底…役員の5S監査指摘事項改善中 業務内容の効率化…業務進捗確認と対応の徹底	製造課 技術室他	○	継続実施
3	仕損費の削減・品質向上	製造課 技術室	△	継続実施 達成・未達有
4	工数削減	製造課 技術室	△	継続実施 達成・未達有
5	部品のリユース ↓研究材料費削減の為実施	技術室	○	継続実施
6	一般廃棄物量の計測継続 ↓2014.1月より実施	管理部	○	継続実施

[総評] 電気・ガス・水道の使用量削減は、長年継続して実施しています。新しい設備の導入等で電気・水道使用量増加となってしまいました。水銀灯→LED照明等できることを実施していく予定です。

<教育・訓練>朝昼礼・工場内朝礼等で、環境方針・工数低減について・経過報告を周知しています。安全衛生委員会で、環境関連も審議し、緊急異常事態対応訓練・避難訓練も実施しました。

朝昼礼での社長より 説明



2015.12.29 緊急異常事態対応訓練
水漏れ発生時 対応訓練



平成28年度改善活動計画書(各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---▶ : 計画 ▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>◎目的・目標</p> <p>＜グリーン調達・グリーン購入の推進＞</p> <p>＜環境負荷物質の使用削減＞</p> <p>【管理部・生産管理課】</p> <p>共用資材（消耗品・事務用品等）の 購入手配に当たり環境に優しいもの を使用していくよう配慮する。 (H26年度実績71.7%→70%程度を維持目標)</p> <p>【営業部】</p> <p>得意先グリーン調達の指示に迅速に、 対応し、環境の負荷を考慮して 調達する。</p> <p>【技術室・品質保証室・製造課】</p> <p>環境負荷物質の再調査及び使用削減 新規購入品を中心に安全データシート(SDS)を入手し、 環境への影響及び危険性・有害性を確認する。 必要に応じて対策を検討する。</p>	小楠	山本 但馬	事務用品等グリーン購入率						(4月～3月平均)		管理部・営業部81.0%			
			(4月～3月平均)						都田工場全体 71.7%					
			購入率調査	継続実施										
	鈴木浩	沖田												
	揚張 大野 川口	各部署 担当	SDS取り寄せ											
<p>◎目的・目標</p> <p>＜省エネルギーの促進＞ ＜省資源化の促進＞</p> <p>＜廃棄物の削減＞</p> <p>【管理部】</p> <p>電気・ガス・水道の使用量削減について 前年比0.5%削減を目標に 提案・調査し、部署内で実施できる ことを検討する。</p> <p>一般廃棄物の量を継続計測し、前年比 0.5%削減を検討する。</p>	小楠	山本	使用量調査											
			排出量調査											
	小楠	山本												

平成28年度改善活動計画書(各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---> : 計画 —> : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【品質保証室】														
品質向上 (得意先不具合 0件)														
(1) 前年度得意先不具合の工程分析と水平展開														
①対策書の対策内容チェック	大野	鈴木・内山	---	---										
②工程分析による要注意工程抽出	↑	↑			---	---								
③対策状況・水平展開の確認	↑	↑					---							
(2) 内部品質監査の実施														
①監査計画の立案	大野	鈴木			---	---								
②事前準備	↑	↑					---							
③監査の実施	↑	↑						---						
④まとめ	↑	↑							---					
⑤フォロー監査	↑	↑								---				
(3) 重要部品の受け入れ検査実施														
①受け入れ検査の実施	鈴木	三宅	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
②受け入れ検査対象部品の抽出	↑	↑		---	---									
②受け入れ検査の要領書作成	↑	↑			---	---								
【技術室】														
経費削減 (期初計画の10%削減)														
①労務管理の徹底 (計画事前確認による平準化)	揚張	大野	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
②部品のリユース (研究材料費削減)	大野	阿部、寺田	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
③購入部品事前申請による精査 (研究材料費)	大野	阿部、寺田	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
2Sの推進 (業務内容の効率向上)														
(1) 標準書、要領書の見直し、作成	大野	阿部、寺田	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
(2) 図面の2S実施	大野	阿部、寺田	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
(3) 設計でのM ² の削減	大野	阿部、寺田	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
①構想段階での事前検討開催	↑	↑											---	
②運用フォロー	↑	↑							---				---	
(4) 購入部品の在庫管理														
①在庫管理表の作成、運用	大野	阿部、寺田	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
②運用フォロー	↑	↑							---				---	

平成28年度改善活動計画書(各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---▶ : 計画 ▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新製法・自動化による工数削減														
①対象品目の抽出	揚張	各担当	---▶					---▶				---▶		
②工程設計、構想打合せ	↑	↑		---▶					---▶			---▶		
③実施	↑	↑			---▶				---▶			---▶		
④実績フォロー集計(現行工数対比)	↑	↑				---▶			---▶			---▶	---▶	
前年度問題部品工数削減														
①問題部品の抽出(各職場)	揚張	各担当		---▶					---▶			---▶		
②工程設計、構想打合せ	↑	↑			---▶				---▶			---▶		
③実施	↑	↑				---▶			---▶			---▶		
④実績フォロー集計(現行工数対比、抽出数)	↑	↑						---▶	---▶			---▶	---▶	
品質向上														
(1)工程、治具設計段階における構想打合せ 実施による初期不具合撲滅	揚張	各担当	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	
①工程、治具設計時打合せ実施	揚張	各担当	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	---▶	
(2)前年度問題部品工程見直し品質向上														
①前年度不具合部品の工程分析抽出	揚張	各担当			---▶				---▶			---▶		
②工程設計、構想打合せ	↑	↑				---▶			---▶			---▶		
③実施	↑	↑						---▶	---▶			---▶	---▶	
④実績フォロー集計(抽出数対比実績)	↑	↑							---▶			---▶	---▶	
品質向上(取引先不具合撲滅)														
(1)取引先変化点管理徹底による 取引先不具合撲滅														
①得意先工程変更変更申請対象表入手	揚張	和田		---▶										
②取引先工程変更申請による変化点管理確認	揚張	和田				---▶							---▶	

平成28年度改善活動計画書(各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---▶ : 計画 ▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(2) 前年度不具合工程確認による不具合撲滅 材料不良 (自給、支給) ①取引先材料不良発生履歴表作成 前年度実績 加工不良 (購入完成品) ①取引先加工不良発生履歴表作成 前年度実績	揚張	和田												
		和田												
	(3) 前年度不具合対策確認及び今年度監視 ①QC工程表の要求 ②不良対策確認及び工程確認 QC工程表を基に取引先工程確認 ③活動実施反映による実績フォロー 取引先不良発生履歴表の運用	揚張	和田											
揚張		和田												
揚張		和田												
【製造課 加工係】 工数削減 ①ナックル段取り時間短縮 前年度対比50%減 107分/回 ⇒ 53.5分/回 1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果の確認 ②段取り時間短縮 ワーストライン 【C1】 96分/回 ⇒ 82分/回 【G2】 92分/回 ⇒ 79分/回 【C3】 61分/回 ⇒ 52分/回 1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果の確認	二橋係長	鈴木主任												
		両主任 両主任 両主任												
	二橋係長	縣主任 鈴木主任 竹田係員												

平成28年度改善活動計画書(各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---▶ : 計画 ▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
③総合効率 5%UP (4月経過観察 5月目標設定) ◆派遣社員から正社員への入れ替による稼働率向上 ④標準工数削減 前年度対比10%減 ◆ブレット/ロア/アッパ-標準工数90% ◆3機種組合せ加工 (鑄造先バリ取り大部屋化) 1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果の確認	二橋係長	二橋係長	-----▶											
	二橋係長	大平係員 鈴木主任 両主任 両主任	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	
	二橋係長	縣主任 縣主任 両主任 両主任	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	
経費削減 ①仕損じ費 前年度対比10%減 (1本当り6.12円/ヶ) ◆シブ 始業時内径寸法入力値調査 ◆ドンバリ・・・孔位置段取り不良調査と対策 ◆シブ 傷打痕取扱い教育の実施 ◆シブ 検査ルールの見直し (KHI方式⇒SNW方式) 1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果の確認	二橋係長	石川/渥美係員 石川/渥美係員 石川/渥美係員 石川/渥美係員	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	
	二橋係長	石川/渥美係員 石川/渥美係員 石川/渥美係員 石川/渥美係員	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	
②消耗工具費の削減 (ナックル刃具購入金額10%減) (268円/ヶ ⇒ 241円/ヶ) ◆ナックル刃具交換設定数の見直し 1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果の確認	二橋係長	石川/渥美係員 石川/渥美係員 石川/渥美係員 石川/渥美係員	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	

平成28年度改善活動計画書(各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---▶ : 計画 ▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>【製造課 組立係】 工数低減 標準工数発生比率削減10% 標準工数調査見直しによる工数削減</p>														
現状調査 対策立案 対策実施 効果の確認	野末係長	青池係員	-----▶											
	野末係長	青池係員		-----▶										
	野末係長	志水係員			-----▶									
	野末係長	青池係員				-----▶								
客先クレーム件数削減 CAR・クレーム50%減														
現状分析 対策立案 対策実施 効果の確認	川口	野末係長		-----▶										
	野末係長	志水係員	-----▶											
	野末係長	鈴木成			-----▶									
	野末係長	鈴木成					-----▶							
<p>【生産管理課】 1、工数低減 残業時間前年度対比30%削減</p>														
① 残業管理	鈴木英	柘植	-----▶											
② 仕事内容の整理 -1) 毎日の作業 -2) 週一作業 -3) 月一作業 -4) 上記作業の調整、検討 -5) 職場内作業の見直し	鈴木英	係員3名	-----▶											
			-----▶											
			-----▶											
				-----▶										
					-----▶									
③ 作業性向上 -1) 問題打合せ -2) 対策、立案 -3) 実施	鈴木英	係員3名	-----▶											
				-----▶										
					-----▶									
						-----▶								
							-----▶							

Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その1

1. 環境関連法規の遵守状況

新日本ホール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2016年4月 1日

フロン排出抑制法が、2015年4月1日に施行されました。

2016年3月22日にスポットエアコン2台及び、油圧ユニットの熱交換器1台処分しましたが、適正に処理いたしました。

またレイアウト変更後、特定施設の騒音・振動対象設備数を確認し、届け出をしています。

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
環境基本法	第8条、静岡県環境基本条例第6条、浜松市環境基本条例第6条	事業者の責務(公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる)	事業活動全般	管理部 山本	○	○
地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)	第5条	事業者の責務(国・地方公共団体が実施する施策に協力する)	事業活動全般	管理部 山本	○	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)平成27年4月1日施行	第16条	第一種特定製品の損傷等防止する為、維持保全・簡易点検・定期点検を実施	業務用エアコン 冷水機等	管理部 山本	○	○
	第41条、74条	引渡義務(業務用エアコン等を廃棄を行う場合は、第一種フロン類回収業者に引き渡す)必要な費用を負担	業務用エアコン 冷水機等	生産総括部 川口	○	○
	第45条	フロン類の回収が終了したら、引取証明書の交付を確認し、回収依頼書又は委託確認書の写しを3年間保存する必要	業務用エアコン 冷水機等	生産総括部 川口	○	○
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)	第7条、施行令第2条	特定事業者の指定(事業者単位で1年度間のエネルギー使用量(原油換算量)が合計して1,500kℓ以上であれば国に届け出する)	事業活動全般 (事業者単位で計算)	管理部 山本	○	対象外
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	第10条	職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育を行うよう努める	事業活動全般	管理部 山本	○	○
工場立地法	第6条、施行令第1条、2条	製造業等で、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上であるもの「特定工場」を新設する場合は市長へ届け出なければならない	工場新設時	管理部 山本	○	H2 ○
テクノリス・都田工場地区都市景観形成地区基準浜松市告示第276号	第6条5、テクノリス・都田工場地区都市景観形成地区基準浜松市告示第276号	5 緑化の推進に関する事項(緑地境界線(のり面除く)から3m以上の幅の緑地帯を設ける 緑地面積の敷地面積に対する割合は、100分の25以上とする)	都田工場	管理部 山本	○	○
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)	第3条、施行令第6条	常時使用する従業員が21人以上の特定工場は公害防止統括者を選任する	21人以上の 為該当	管理部 山本	○	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第3条	事業者等の責務(環境への負荷の継続的な低減に努めなければならない)	事業活動全般	管理部 山本	○	○
	第27条、57条、第84条	届出者の住所、氏名(名称、代表者)及び工場・事業場の名称等変更した場合は、変更のあった日から30日以内に浜松市長へ届け出なければならない	事業活動全般	管理部 山本	○	○

Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その2

新日本ホイール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2016年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM)	第4条	事業者の責務(自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努め、国等の大気汚染の防止に関する施策に協力しなければならない)	社用車 4台	管理部 山本 生産総括部 川口	○	○
大気汚染防止法	第18条、第25条、31条 (政令市への委譲)	一般粉じん発生施設を設置しようとする者は浜松市へ届け出る	乾式研磨機 1台	生産総括部 川口	○	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第25条、施行規則別表第3 9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機で、原動機の定格出力が3.75kW以上である場合は該当する		生産総括部 川口	○	○
浜松市との公害防止協定に基づく細目協定書	第2条	粉じんを発生する施設を設置するに当たっては、飛散防止のための適正な措置を講ずる		生産総括部 川口	○	○
悪臭防止法	第7条	基準内に事業所を設置している者は、規制基準を順守しなければならない	特定悪臭物質は使用無し(都田工場)	生産総括部 川口	○	○
悪臭防止法に基づく浜松市告示第465号	2 規制基準	工業専用地域で第1地域の区域から50m超える地域(第4地域) 臭気指数 1 7		生産総括部 川口	○	○
騒音規制法	第5条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第52条	指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準を順守しなければならない	届出数 液圧プレス8 旋盤35 ボール盤4 切断機1 研磨機1 コンプレッサ-2 エアコン6	生産総括部 川口	○	○
	第6条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第53条、施行規則別表第8	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前迄に浜松市に届け出なければならない 1. 金属加工機械(4)液圧プレス(5)機械プレス(呼び加圧能力が49KN以上)(11)旋盤(12)ボール盤(15)切断機(16)研磨機が該当 2. 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.75kW以上のもの)が該当 13. 集じん施設が該当		生産総括部 川口	○	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第55条	数等の変更届 以前に届出をした特定施設について、種類ごとの数が倍を超える場合、騒音の防止方法を変更する場合は、変更のあった日から30日以内に浜松市長へ届け出る		生産総括部 川口	○	○
浜松市との公害防止協定に基づく細目協定書	浜松市告示第334号、第5条	事業所敷地境界線における騒音レベルは、次の基準値以下とする 昼 65デシベル以下 朝・夕 60デシベル以下 夜 55デシベル以下	事業活動全般	生産総括部 松下	○	○
振動規制法	第5条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第79条	指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準を順守しなければならない	届出数 液圧プレス8 コンプレッサ-2	生産総括部 松下	○	○
	第6条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第80条、施行規則別表第14	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前迄に浜松市に届け出なければならない 1. 金属加工機械(1)液圧プレス(2)機械プレス 2. 圧縮機(原動機の定格出力が7.5KW以上のもの)が該当		生産総括部 川口	○	○

Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その3

新日本ホール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2016年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第82条	数等の変更届 以前に届出をした特定施設について、種類ごとの数が倍を超える場合、騒音の防止方法を変更する場合は、変更のあった日から30日以内に浜松市長へ届け出る	届出数 液圧プレス コンプレッサ-2	生産総括部 川口	○	○
浜松市との公害防止協定に基づく細目協定書	浜松市告示第355号、 第5条	事業所敷地境界線における振動レベルは、次の基準値以下とする 昼間 65デシベル以下 夜間 60デシベル以下	事業活動全般	生産総括部 川口	○	○
水質汚濁防止法	第14条の二3、第28条 (政令市への委譲)	貯油事業場等の設置者は、事故で油を含む水が公共用水域に排出された場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を浜松市に届け出なければならない	少量危険物取扱所・工場内	生産総括部 川口	○	○
	第14条の4	事業者の責務(汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない)	少量危険物取扱所・工場内	生産総括部 川口	○	○
下水道法	第12条、浜松市上下水道条例第11条の2	下水による障害を除去するために必要な施設を設け、必要な措置をしなければならない旨を定めることができる	油水分離槽	生産総括部 川口	○	○
	第12条二1、施行令第1条 別表第一	特定事業場からの水質が、公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない	特定施設に該当しない	生産総括部 川口	○	○
浜松市上下水道条例	第11条の5	除害施設の設置者は、下水の水質を測定し、結果を記録しておかなければならない	油水分離槽	生産総括部 川口	○	○
浜松市川や湖を守る条例、施行規則	第6条	事業者は、水環境等の保全を図るために必要な措置を講じるとともに、市の施策に協力しなければならない	事業活動全般	生産総括部 川口	○	○
	第18条、19条、施行規則第4条	事業場排水の測定(対象外)、排水による著しい汚濁が生じている場合、処理の方法の改善他必要な措置を講じる	事業活動全般	生産総括部 川口	○	○
浜松市音・かおり・光環境創造条例(浜松市条例第31号)	第4条	事業者は、感覚公害の発生状況の把握及び近隣の住民との良好な関係の構築に努めるとともに、必要に応じて措置を講じなければならない	事業活動全般	生産総括部 川口	○	○
	第8条2、9条2	事業者は、自らの事業活動に伴って発生する騒音・悪臭により近隣の生活環境を損なってはならない	事業活動全般	生産総括部 川口	○	○
	第12条	営業時間外に、照明器具等を使用する場合には、支障のない範囲において、照明器具の減灯又は消灯に努めなければならない	屋外灯	管理部 山本	○	○

Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その4

新日本ホール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2016年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)	第5条、施行令4条	第1種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(特定第一種指定化学物質は年間取扱量0.5t以上)排出量・移動量の届け出が必要	都田工場 該当しない	技術室 揚張	○	対象外
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB処理法)	第3条	事業者の責務(自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない)	都田工場 該当しない	管理部 山本	○	対象外
	第8条、第19条(政令市への委譲)	事業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより保管及び処分の状況に関し浜松市に届け出なければならない		管理部 山本	○	対象外
安全衛生法	第55条、施行令第16条	石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供、または使用してはならない	クラッチ又はブレーキの石綿を含有する研磨材	生産総括部 川口	○	○
消防法	第8条、施行令第1条2、令別表第1	防火管理者の選任、消防計画の作成、訓練の実施、点検及び整備を行わなければならない	都田工場 甲種防火対象物	管理部 山本	○	○
	第9条の4第1項	指定数量未満の危険物及び指定可燃物を貯蔵し、取り扱う場所の位置、構造等は、市町村条例で定める	少量危険物取扱所	技術室 揚張	○	○
浜松市火災予防条例	第30条	(1)みだりに火気を使用しない (2)整理・清掃、不要な物件を置かない (3)危険物が漏れ、あふれ飛散しないように措置を講ずる (4)容器は危険物の性質に適応し、破損、腐食、裂け目等がないものであること (5)容器をみだりに転倒させ、落下させ、衝撃を与え、又は引きずる等粗暴な行為を行わない (6)地震等により、容易に容器が転落・転倒し、他の落下物により損傷を受けないように必要な措置を講ずる	少量危険物取扱所	技術室 揚張	○	○
	第31条の2第2項(1)	危険物の類、品名及び最大数量を表示した標識並びに防火に関し必要な事項を表示した掲示板を見やすい箇所に表示する	少量危険物取扱所	技術室 揚張	○	○
	第31条の3第2項	(1)壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られること (2)窓・出入口は防火戸を設ける (3)液状の危険物を貯蔵する床は、浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、ためますを設ける	少量危険物取扱所	技術室 揚張	○	○

Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その5

新日本ホール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2016年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
浜松市火災予防条例	第46条	あらかじめ、少量危険物を取り扱う場合は少量危険物貯蔵（取扱い）届出書を消防署長に届け出なければならない	少量危険物取扱所	技術室 揚張	○	○
消防法	第17条	消防用設備等について、政令で定める秘術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない	都田工場全体	管理部 山本	○	○
	第17条の3	消防用設備等を定期的に消防設備士に点検させ消防署長に報告しなければならない	都田工場全体	管理部 山本	○	○
資源の有効な利用の促進に関する法律（新リサイクル法）	第4条	事業者は、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部分を利用するよう努めなければならない	事業活動全般	生産総括部 川口	○	○
循環型社会形成推進基本法	第11条	事業者の責務（事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等になることを抑制するために必要な措置を講ずる	都田工場全体	生産総括部 川口	○	○
	第11条2	製品の耐久性の向上及び廃棄物等となることの抑制するための必要な措置を講ずるとともに循環的な利用が行われることを促進する	都田工場全体	技術室 揚張	○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（改正廃棄物処理法）	第3条	事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない	事業活動全般	管理部 山本	○	○
	第6条の2第6項	事業者は、一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者へ委託しなければならない	一般廃棄物（紙、生ごみなど）	管理部 山本	○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（改正廃棄物処理法）	第12条の1第5項	事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者へ委託しなければならない	産業廃棄物（金属類・廃プラスチック類・廃ガラス・廃油・木屑・廃ウエス他）	管理部 山本	○	○
	第12条の2、施行規則第8条1	産業廃棄物保管基準（周囲に囲いがあり見やすい箇所に保管の場所の表示、保管する産業廃棄物の種類、保管場所の管理者氏名、又は名称及び連絡先を縦横60cm以上の看板で掲示する）	廃棄物置場	生産総括部 川口	○	○

Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その6

新日本ホイール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2016年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(改正廃棄物処理法)	第12条の3第1項2項6項、施行規則第8条20	産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない A. 管理票の写し・委託契約書は5年間保管 B. 特別管理産業廃棄物は60日、通常の産業廃棄物は90日以内に運搬あるいは処分業者から管理票の写しを入手 C. 180日以内に中間処分業者から最終処分終了の管理票の写しを入手 D. B及びCにて入手出来ない場合は30日以内に浜松市長に報告書を提出	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック・廃ガラス・廃油・木屑・廃ウエス他)	生産総括部 川口	○	○
	第12条の3第4項、施行規則第8条27	産業廃棄物を排出する事業者は、事業所ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関し、報告書を作成し、浜松市長に提出する	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック・廃ガラス・廃油・木屑・廃ウエス他)	管理部 山本	○	○
	第16条、16条2	不法投棄の禁止、焼却の禁止	一般廃棄物・産業廃棄物	管理部 山本	○	○
浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の責務(従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育を行うよう努めなければならない)	事業活動全般	管理部 山本	○	○
	第8条	直前5年間の産業廃棄物の平均発生量年間10t以上(特管0.5t以上)の事業場は産業廃棄物管理責任者を置く、変更は30日以内に市長へ報告する	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック・廃ガラス・廃油・木屑・廃ウエス他)	管理部 山本	○	○
	第10条	産業廃棄物を運搬・委託しようとするときは、契約締結直前の3ヵ月以内に実施し、毎年1回以上実地確認する ※委託先が優良認定事業者であるときには、実地確認は免除	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック・廃ガラス・廃油・木屑・廃ウエス他)	管理部 山本	○	○
	第11条	不適正な処理が行われ、行われるおそれがあることを知ったときは、必要な措置を講じるとともに不適正な処理の状況及び講じた措置の概要を市長に報告する	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック・廃ガラス・廃油・木屑・廃ウエス他)	管理部 山本	○	○
愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	第8条第1項、施行規則第4条	県外産業廃棄物を処分するため、愛知県内に搬入しようとする事業所は、種類、数量等豊橋市長に最初の搬入をしようとする30日前迄に届け出る	産業廃棄物(フレキライニング粉)	管理部 山本	○	○
愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	第8条第1項、施行規則第8条	条例第8条第1項の規定による届出をした者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の県外産業廃棄物の搬入の状況を豊橋市長に報告しなければならない	産業廃棄物(フレキライニング粉)	管理部 山本	○	○

VII 環境法規制の取りまとめ その7

新日本ホイール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2016年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	第6条の2第6項、施行令第1条	特定家庭用機器(テレビ・家庭用冷蔵庫・洗濯機等)をなるべく長期間使用し、廃却時は、適正廃棄(料金支払)する	テレビ2台 冷蔵庫2台 洗濯機2台 乾燥機1台	管理部 山本 生産総括部 川口	○	—
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	第5条	自動車をなるべく長期間使用し、購入に当たって再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択するように努める	社用車4台	管理部 山本 生産総括部 川口	○	○
	第73条	使用済自動車のリサイクルに要する費用を負担しなければならない	社用車4台	管理部 山本 生産総括部 川口	○	—
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン調達法)	第5条	物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品を選択するよう努めるとする	文房具・資材等	管理部 山本 生産総括部 川口	○	○

2016.3.22スポットエアコン等廃棄 回収作業完了証明書



2016.3.17 産業廃棄物中間処理業者 現地確認



月2回程度 草取りの日(草取り・ゴミ拾い等)



←2016.3.25
防災訓練実施



2. 違反、訴訟の有無

関係機関等からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

Ⅷ 代表者による全体の評価と見直し

社 長	環境管理責任者	E-21 事務局
		

作成 2016年 6月 28日

	項 目	確認 : (必要に応じて評価・コメント記載)
1・見直し関連情報	1 エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/> グラフ等使用し、実績等見やすい書類へ随時変更していきます。
	2 環境目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 設備の増加等で、電気・水道使用量等増加してしまいました。目標数値変更して経過確認します。
	3 環境活動計画及び取り組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙計画書参照。継続して取り組みます。
	4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/> 記録に記載いたしました。
	5 外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。
	6 問題点の是正・予防措置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。
	7 取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。
	8 その他()	<input type="checkbox"/>

2・代表者による全体評価・見直し指示	<p>下期から生産を開始した新規部品のために新ラインを増設した。これにより機械台数が42台から66台と大幅に増加したことが、電力増加の主な原因と考えられる。可能であれば、現場消費電力とその他電力を別集計し、現場電力については、生産量の変動に影響されない評価方法の見直しが必要と思う。</p> <p>環境活動の推進にあたっては、設備稼働率の向上と仕損じの低減を、重要項目として取り組むよう指示している。</p> <p style="text-align: right;">2016年 6月 28日 新日本ホール工業株式会社 代表取締役 菅 泰</p>	
	見直し項目	変更の必要性 「有」の場合の指示事項等
	1 環境方針	有・ <input checked="" type="radio"/>
	2 環境目標	有・ <input checked="" type="radio"/>
	3 環境活動計画(改善活動計画)	有・ <input checked="" type="radio"/>
	4 環境に関する組織	有・ <input checked="" type="radio"/>
	5 その他のシステム要素	有・ <input checked="" type="radio"/>
	6 その他(外部への対応)	有・ <input checked="" type="radio"/>